

I 共通編

I 共通編

1 はじめに

福山城は、1622年（元和8年）8月28日に水野勝成が築城して以来、本市のまちづくりの中心となってきました。新幹線ホームや駅前広場等から天守が見えることが、市民の誇りであり、それが本市のシンボルでもありましたが、近年、福山城に近接して高層建築物が建設され、そのシンボル性が低下しています。

こうしたことから、福山市では、2020年（令和2年）4月1日に福山城天守を中心とした「福山城周辺景観地区」を指定しました。

景観地区とは、市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。これまで、行政区域全域を景観法に基づく景観計画区域とし、届出及び勧告による緩やかな規制誘導をしてきましたが、この度、福山城の周辺を景観地区に指定することで、建築物等の高さや形態意匠の制限を行い、積極的に良好な景観形成を行っていくものです。

今後、市民の皆さまと行政が力を合わせることで、福山城周辺において高さを控えた建築等が進みます。そして、長い年月をかけて、築城当時、天守の背景に広がっていた青空を再生しようとするものです。

※次の法令については、これ以降、以下の用語の例とします。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ○景観法 | ・・・以下「法」という。 |
| ○景観法施行令 | ・・・以下「政令」という。 |
| ○景観法施行規則 | ・・・以下「省令」という。 |
| ○福山市福山城周辺景観地区条例 | ・・・以下「条例」という。 |
| ○福山市福山城周辺景観地区条例施行規則 | ・・・以下「規則」という。 |

2 用語の定義等

1) 景観地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第6号の規定により都市計画に定められた景観地区をいいます。

2) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいいます。

3) 工作物

建築物以外の工作物及び屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物以外の工作物で次に掲げるものをいいます。

- ア 架空に設置する電気供給のための電線路その他これに類するもの（これらの支持物を含む。以下「架空電線路等」という。）
- イ 擁壁その他これに類するもの（以下「擁壁等」という。）
- ウ 煙突その他これに類するもの

- エ 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの
- オ 広告塔，広告板，装飾塔，記念塔，電波塔その他これらに類するもの
- カ 高架水槽，サイロ，物見塔その他これらに類するもの
- キ 昇降機，ウォーターシュート，飛行塔その他これらに類するもの
- ク 自動車車庫の用途に供する立体的施設その他これに類するもの
- ケ 飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵し，又は処理する施設
- コ 汚物処理施設，ごみ処理施設その他これらに類するもの
- サ 放送アンテナ，無線通信用アンテナその他これらに類するもの
- シ 街灯，照明灯その他これらに類するもの
- ス 電柱，電話ボックス，案内標識その他これらに類するもの
- セ 彫像，記念碑その他これらに類するもの
- ソ 垣，柵，門，塀その他これらに類するもの
- セ 日よけ，雨よけその他これらに類するもの
- ソ 太陽光発電設備，風力発電設備その他これらに類するもの
- タ コンクリートプラント，アスファルトプラント，クラッシャープラントその他これらに類するもの
- チ 橋りょうその他これに類するもの

4) 建築等

建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。

5) 建設等

工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。

6) 形態意匠

建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠をいいます。

7) 工作物の高さ

工作物の高さは，工作物が接する地盤面からの高さによるものとし，建築物に設ける工作物にあっては，建築物が接する地盤面から工作物の上端までとします。

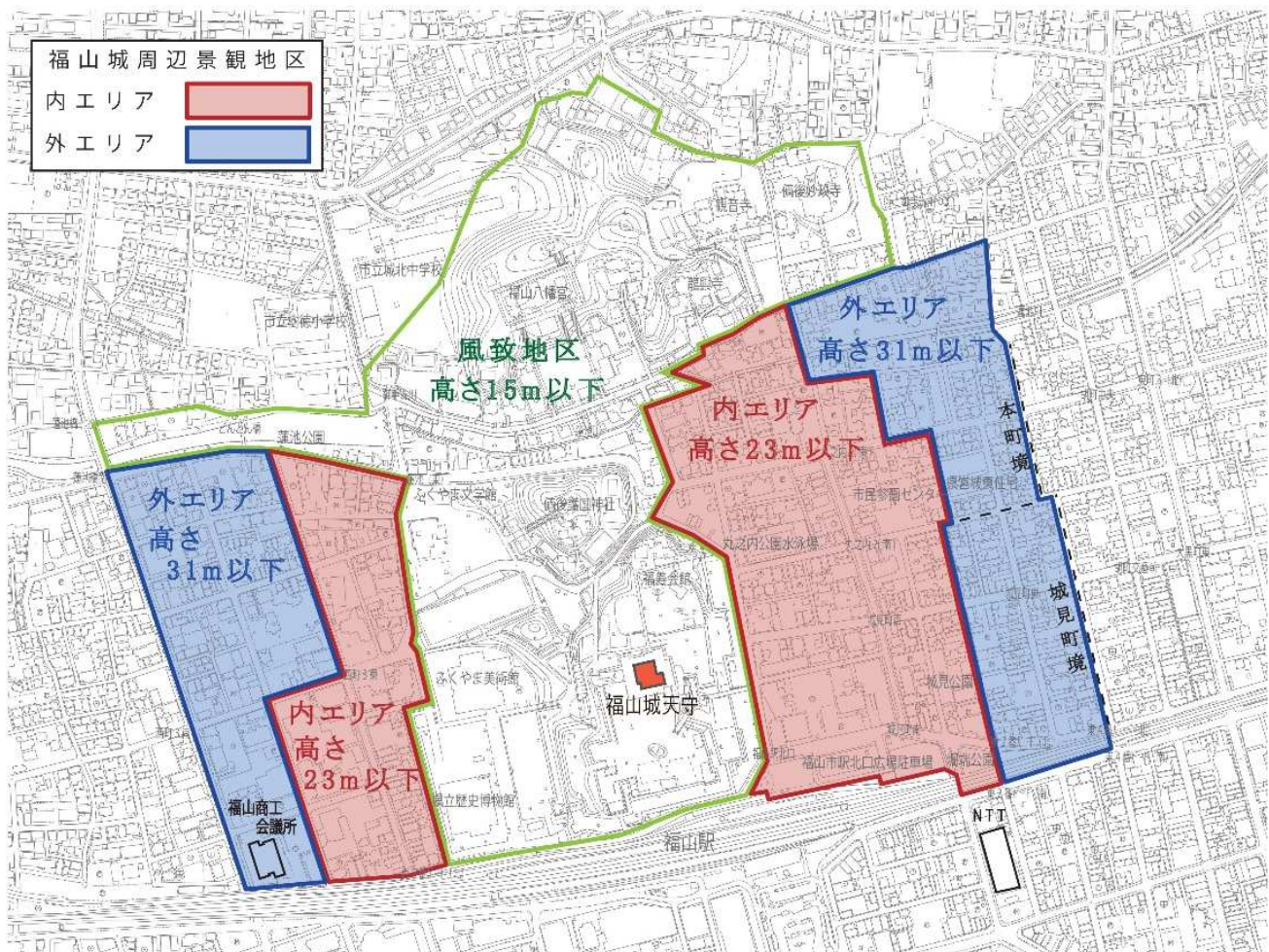
なお，地盤面とは，建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいいます。

3 福山城周辺景観地区の概要

1) 範囲及び高さ制限について

手続きが必要となる景観地区の範囲は次のとおりです。

なお、当該地区は「内エリア」と「外エリア」2種類のエリアで構成されます。



2) 手続きについて

福山城周辺景観地区内において建築物の建築等及び工作物の建設等（以下、「建築物の建築等」という。）等を行う場合は、行為の種別ごとに定めるそれぞれの制限に適合することについて、あらかじめ手続きが必要です。詳しい手続きの流れについては、手引き【Ⅱ建築物編】【Ⅲ工作物編】をご参照ください。

なお、当該地区内の手続きを行った場合は、景観法第16条第1項の大規模行為の届出は不要です。

【問い合わせ先】
福山市建設局都市部都市計画課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
TEL/084-928-1092 FAX/084-928-1735
E-mail/ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp